

令和5年台風第13号による災害で被災された方の 国民健康保険税の減免について

◎ 令和5年台風第13号により著しい被害を受けた方の国民健康保険税を減免します。

次の基準を満たす方は、自動的に減免が適用されるため、申請不要です。

- 発災月の令和5年9月末日にいわき市の国民健康保険に加入されていた方
 - 主たる生計維持者の居住する住家の被害が次に該当する方
 - ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊
 - ・準半壊または一部損壊で床上浸水の場合
- ※ なお、減免には「り災証明書の判定」が必要となりますので、り災証明書の申請は忘れずに行ってください。

- ・上記に該当する方への減免結果については、11月14日発送の更正通知に減免決定通知書を同封して、お知らせしております。
- ・なお、基準を満たしている方で通知が届いていない方は、お手数ですが、下記問い合わせ先までご連絡願います。

▶ 減免の対象及び割合

減免対象	令和5年度国民健康保険税のうち、発災月の令和5年9月分から令和6年3月分に相当する保険税額	
減免割合	全壊	全部
	大規模半壊・中規模半壊・半壊	2分の1
	準半壊または一部損壊で床上浸水の場合	

上記以外の方（申請が必要となる方）

次の1～3いずれかに該当する方は、申請が必要となります。

- 1 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯で、次のいずれかに該当する方
 - ① 令和5年10月1日以降にいわき市の国民健康保険に加入された方
 - ② り災証明書の被災住所の所在地と住民票が異なる方
- 2 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明になった場合等
- 3 主たる生計維持者の事業収入等が令和4年に比べ、10分の3以上減少する見込みがある場合等（自己都合による退職の場合は除く）

※なお、受付窓口や申請に必要なものなどは、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、問い合わせ先までご連絡願います。

お問い合わせ先：国保年金課 国保税係 0246-22-7429